

電話詐欺等被害撲滅に関する条例（仮称）骨子の概要

前文

近年、電話その他の通信手段を用い、親族、公共機関の職員等を名乗り被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの電話詐欺等が多発しており、本県においても、特に高齢者を狙った犯行による被害が後を絶たず、県民生活に極めて深刻な影響を与えています。

もとより、安全で安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いであるとともに、県の重要な責務であり、県では、電話詐欺等による被害の防止に向けた様々な取組を進めてきたところですが、ますます巧妙化かつ多様化する犯行の手口による被害の防止を図るためには、県による一層の施策の推進が急務となっています。

一方、平穏な県民生活を守るためには、私たち県民一人ひとりが防犯意識の更なる向上を図っていくとともに、高齢者など特に被害を受けやすい者については、身近な家族等がより注意深く見守ることができる環境を整えるなど、電話詐欺等による被害を防止するための県民自らの主体的な取組も不可欠です。

このような認識のもと、私たち県民は一丸となって、電話詐欺等による被害の防止に取り組むことにより、その被害の撲滅を目指すことを決意し、この条例を制定します。

○目的（第1条）

電話詐欺等による被害の撲滅を図るため、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の財産等の保護に寄与する。

○定義（第2条）

詐欺又は電子計算機使用詐欺に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの等。

関係者の責務・役割・連携等

○県の責務（第3条）

電話詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定。

○県民の役割（第4条）

電話詐欺等による被害を受けないよう、電話詐欺等による被害の防止に必要な注意を払うこと等を努力義務として規定。

○事業者の役割（第5条）

県及び市町村が実施する施策や県民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力すること等を努力義務として規定。

○青少年の育成に携わる者の役割（第6条）

電話詐欺等による被害の防止に関する青少年の知識及び理解を深めるための教育及び啓発を行うことを努力義務として規定。

○市町村との連携等（第7条）

県が、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う施策の推進について、情報の提供、助言等を行うことを規定。

基本的施策等

○普及啓発等（第8条）

県が、電話詐欺等による被害の防止に関する広報活動、学習の機会の充実等を通じた普及啓発、電話詐欺等による被害を受けた者に必要な情報提供、助言等を行うことを規定。

○県民等の自主的な活動の促進（第9条）

県が、県民等による電話詐欺等の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、必要な措置を講ずることを規定。

○地域における被害防止のための取組（第10条）

県民が、近隣住民との間で相互に注意を喚起すること等自己及び近隣住民が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域における取組を行うよう努めることを規定。

○家庭における被害防止のための取組（第11条）

県民が、日常生活において家族相互で緊密に連絡を取り合うこと等その家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な家庭における取組を行うよう努めることを規定。

○情報の提供（第12条）

県が、県民等が自主的に行う電話詐欺等による被害の防止に関する活動の促進等に必要な取組に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めることを規定。

○通報（第13条）

県民や事業者が、電話詐欺等の被害を受けるおそれがある者、受けたと認められる者を発見したとき等は、警察官又は事業者へ通報すること等を努力義務として規定。

○建物の貸付における留意（第14条）

県民及び事業者が、県内において所有する建物の貸付けを行うに当たって、当該建物が電話詐欺等に利用されることがないように十分留意することを規定。

○個人情報データベース等の提供における留意（第15条）

県民及び事業者が、個人情報データベース等を第三者に提供するに当たって、当該個人情報データベース等が電話詐欺等に利用されることがないように十分留意することを規定。

○県民運動の推進（第16条）

県が、電話詐欺等被害撲滅推進月間を設ける等電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるための取組を推進し、県民等、青少年の育成に携わる者及び市町村と一体となって県民運動を展開することを規定。

推進体制等

○推進体制の整備等（第17条）

県が、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること等を規定。

○適用上の注意（第18条）

県が、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないことを規定。